

富士市ウェブサイト広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「富士市広告掲載に関する指針」（以下「指針」という。）及び「富士市広告掲載に関する基準」（以下「基準」という。）に基づき、富士市ウェブサイト（以下「市ウェブサイト」という。）への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ウェブサイト 富士市が管理するウェブサイトのことをいう。
- (2) 広告主 市ウェブサイト広告に掲載する者をいう。
- (3) バナー広告 市ウェブサイト内に表示される広告画像で、広告主の指定するウェブサイトにリンクするものをいう。
- (4) 代理店 市ウェブサイト広告の購入者をいう。

(広告の種類)

第3条 市ウェブサイトに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告の範囲等)

第4条 掲載する広告の内容、広告主等の範囲については、別に定める指針及び基準に基づくものとする。

- 2 市税等の滞納がある者の広告は、掲載しないものとする。
- 3 病院事業においては、別に定める指針及び基準のほか、次の各号に定める業種又は事業者の広告について掲載しないものとする。
 - (1) 医療機関及び薬局
 - (2) 保険会社
 - (3) 墓地、墓石その他葬祭関係事業等に関するもの
 - (4) アルコール飲料に関するもの
- 4 第1項及び第3項の規定は、広告のリンク先（リンク先ページと関係が深いと市が認めたリンク先を含む。）のウェブサイトの内容について準用する。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、毎月1日から末日までの1か月単位とし、3か月以上を原則とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、市が別に定める。

(広告の表現等)

第6条 市ウェブサイトに掲載する広告の表現等は、別に定める「富士市ウェブサイト広告表現ガイドライン」によるものとする。

(広告枠の売り渡し方法)

第7条 広告枠は、市が代理店に売り渡すものとする。ただし、代理店が購入を希望する広告枠数が、売り渡し予定枠数に達しない場合は、市が残余の枠について直接広告主を募集し、販売するものとする。

(募集要項)

第8条 広告の募集は、次に掲げる事項を「募集要項」に明記して行うものとする。

- (1) 広告を掲載するウェブページのURL
- (2) 広告の種類
- (3) 広告の規格
- (4) 広告の掲載位置
- (5) 広告の枠数
- (6) 広告の募集期間及び掲載期間
- (7) 広告の掲載開始日及び終了日
- (8) 広告料に関する事項
- (9) その他広告の募集及び選定に関し必要な事項

(広告掲載の申込み)

第9条 広告掲載を希望する広告主は、代理店を経由して「富士市ウェブサイト広告掲載申込書」(第1号様式)を市に提出しなければならない。ただし、第7条ただし書に基づき、市が広告枠を直接広告主に販売する場合は、市に直接提出するものとする。

(広告主の審査)

第10条 市は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市は、掲載基準のうち市税の滞納状況について審査するため、広告主に対して保有個人情報により市税納付状況を確認することについて同意を求めるものとする。

- 3 市が保有個人情報により広告主の市税納付状況を確認することができない場合は、広告代理店は広告主の本店又は支店が所在する市町村税の完納証明書を市に提出しなければならない。
- 4 市は、前項の規定に関わらず、第7条ただし書に基づき、市が広告枠を直接広告主に販売する場合は、市町村税の完納証明書の提出を広告主に直接求めるものとする。

(広告掲載の承認通知等)

- 第11条 市は、広告掲載の承認を決定したとき、「富士市ウェブサイト広告掲載承認通知書」(第2号様式)により代理店を経由して広告主に通知するものとする。
- 2 市は、広告掲載の不承認を決定したとき、「富士市ウェブサイト広告掲載不承認通知書」(第3号様式)により代理店を経由して広告主に通知するものとする。
 - 3 市は、前2項の規定に関わらず、第7条ただし書に基づき、市が広告枠を直接広告主に販売する場合は、広告主に直接通知するものとする。

(広告掲載の中止、承認の取消し)

- 第12条 市は、指針及び基準に反する場合のほか、次の各号に該当する場合は、代理店又は広告主への催告その他の手続を要することなく、広告の掲載を中止し、又は承認を取り消すことができる。
- (1) 広告主がリンク先として指定したウェブサイトが閉鎖されたとき。
 - (2) 指定する期日までに広告料の納付がないとき。
 - (3) 前号に掲げるもののほか、広告掲載の中止又は承認を取り消す必要があると市が認めるとき。

(広告主の責務)

- 第13条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市に対して保証しなければならない。
 - 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。
 - 4 広告主は、広告によりリンク先として指定したウェブサイトに事故、障害等が発生したときは、速やかに市に連絡し、その対応について協議しなければならない。
 - 5 広告主は、広告によりリンク先として指定したウェブサイトの内容を大幅に変更しようとするときは、事前に市と協議しなければならない。

(疑義等の決定)

第14条 この要領に疑義があるとき又はこの要領に定めのない事項については、別途協議するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年2月1日から施行する。

この要領は、平成24年2月1日から施行する。